

庁名 津地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟														※郵便切手による納付の場合は、被告が1名増すごとに2440円分を追加 (内 訳) 500円4枚、110円4枚
		7					8	10	5		10	10	5930円	6000円 ※(推奨)郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 被告が1名増すごとに2000円を加える。	※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、伊賀簡裁、四日市簡裁、伊勢簡裁の事件は各地裁支部会計課まで、その他簡裁の事件は津地裁会計課まで持参または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
	少額訴訟	7					8	10	5		10	10	5930円	6000円 ※（推奨）郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 被告が1名増すごとに2000円を加える。	※郵便切手による納付の場合は、被告が1名増すごとに2440円分を追加 （内 訳） 500円4枚、110円4枚
民事調停	民事調停						5		2		5	6	810円	3000円 ※（推奨）郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 相手方が1名増すごとに1000円を加える。	※郵便切手による納付の場合は、相手方が1名増すごとに320円分を追加 （内 訳） 110円2枚、50円1枚、20円2枚、10円1枚

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
支払督促	支払督促	2					4						1440円	6000円 ※（推奨）郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 債務者が1名増すごとに2000円を加える。	※郵便切手による納付の場合 【内訳】①支払督促正本送達費用1220円+②債権者への発付通知費用110円+③送達結果通知費用110円 ①債務者が1名増すごとに同料金を追加、ただし、申立書が8枚以上になる場合は重さに対応して料金加算。②及び③については85円葉書も可。うち③に限り発付通知と同時を希望する場合は不要
その他手	控訴	10			10		10				20	20	8500円	8000円 ※（推奨）郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 当事者が1名増すごとに2000円を加える。	※郵便切手による納付の場合は、当事者が1名増すごとに3300円分を追加 （内 訳） 500円 4枚 100円10枚 20円10枚 10円10枚

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
続	抗告	4						10			10	10	3300円	3000円 ※(推奨) 郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。 当事者が1名増すごとに2500円を加える。	※郵便切手による納付の場合は、当事者が1名増すごとに2520円分を追加 (内 訳) 500円4枚 100円4枚 20円4枚 10円4枚